

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人常盤会

令和7年3月1日

## 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(事業所番号 4771500024)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	10
8. 苦情の受付について	10
9. 非常災害対策	11
10. 事故発生時の対応	11
11. 虐待の防止	11
12. 身体拘束	12

### 1. 施設経営法人

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 常盤会        |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県国頭郡本部町字谷茶310番地 |
| (3) 電話番号  | 098-047-3644      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 山里將保          |
| (5) 設立年月  | 昭和56年3月23日        |

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 本部園
- (4) 施設の所在地 沖縄県国頭郡本部町字谷茶310番地
- (5) 電話番号 0980-47-3644
- (6) 施設長(管理者) 山里 将保
- (7) 当施設の運営方針

この社会福祉法人(以下「法人」という。)は福祉サービスを必要とするものが、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

- (8) 開設年月 昭和56年8月1日
- (9) 入所定員 70人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	0室	
2人部屋	1室	
4人部屋	17室	
合計	18室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 低周波、ホットパック、平行棒等
浴室	2室	特別浴室、一般浴室
医務室	1室	
看取り室	2室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護支援専門員	2名	1名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 介護職員	28名	25名
5. 看護職員	5名	
6. 機能訓練指導員	1名	1名
7. 医師（内科、整形外科、歯科）	0.1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	《標準的な時間帯における最低配置人員》
	A 勤 7：30～16：30 6名
	B 勤 9：30～18：45 3名
	C 勤 12：00～21：00 3名
	J 番 6：00～15：00 1名
	夜 勤 17：00～ 9：00 3名
	K 勤 8：00～17：00 1名
2. 看護職員	《標準的な時間帯における最低配置人員》
	A 勤 7：00～16：00 1名
	B 勤 10：30～19：30 1名
	C 勤 9：00～18：00 1名
	機能訓練員 8：30～17：30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

## ＜サービスの概要＞

### ①入浴

入浴又は清拭を週2～3回行います。寝たきりでも入浴することができます。

### ②排泄

排泄の自立を促すため、ご利用約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ③機能訓練

医師の指導の元により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ④健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

### ⑤栄養管理

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をしていただくことを原則としています。

### ⑥看取り介護

医師・看護師・介護職員等が共同して家族等の同意を得ながら介護を行います。

### ⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。ご利用者の要介護度及び所得に応じたサービス利用料金となります。

要介護度	サービス 利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	8,710円	871円	1,742円	2,614円

☆体制加算（上記金額に加算されます。）

加算の種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算	360円	36円	72円	108円
看護体制加算（Ⅰ）	40円	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	8円	16円	24円
夜間職員配置加算	130円	13円	26円	39円

☆その他の介護給付サービス加算（対象者に加算されます。）

加算の種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算	120円	12円	24円	36円
初期加算	300円	30円	60円	90円
外泊加算	2,460円	246円	492円	738円
療養食加算（一食）	60円	6円	12円	18円
看取り介護加算（1）	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算（2）	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算（3）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
看取り介護加算（4）	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
若年性認知症入所者 受入加算	1,200円	120円	240円	360円

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

+14.0%

※上記加算の説明

個別機能訓練加算・・・介護サービス計画に基づき機能訓練を行います。ご家族の同意が必要です。

初期加算・・・新規に入所、又は30日以上入院後に再び入所した場合に30回を限度として算定します。

外泊加算・・・入院・外泊をした場合、月に6回を限度に算定します。

療養食加算・・・医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合に算定します。

看取り介護加算（1）・・・死亡日以前31日～45日目に算定します。

看取り介護加算（２）・・・死亡日以前４日～３０日目に算定します。

看取り介護加算（３）・・・死亡日の前日、前々日に算定します。

看取り介護加算（４）・・・死亡日に算定します。

若年性認知症入所者受入加算・・・若年性認知症の利用者を受入れた場合に算定します。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・介護職員等の処遇改善と人材確保及び資質の向上を目的に介護サービス費合計に加算されます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### ○〈サービスの概要と利用料金〉

1日あたり	食事の提供に要する費用	居住に要する費用	小計
第1段階	300円	0円	300円
第2段階	390円	430円	820円
第3段階①	650円	430円	1,080円
第3段階②	1,360円	430円	1,790円
第4段階	1,445円	915円	2,360円

（食事時間）

- ・朝食 7：30～ 9：00
- ・昼食 11：30～13：00
- ・夕食 17：30～19：00

### ○特別な食事

ご利用者のご希望に基づいた特別な食事を提供した場合、上記第4段階の食費を差し引いた額をいただきます。

### ○理美容

散髪や理美容サービスを利用した場合、要した実費をいただきます。

### ○クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

#### 主なクラブ活動

- ・豆よりクラブ
- ・ぬりえクラブ
- ・ちぎり絵クラブ
- ・習字クラブ
- ・沖縄芝居鑑賞クラブ
- ・読書クラブ
- ・音楽クラブ

#### ○複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚 10円

#### ○サービスとは関係のない費用の徴収

施設サービスの一環として提供される日常生活上の便宜とはいえないものについては、サービス提供とは関係のない費用として別途利用者毎に徴収します。

- ・個人用の日用品で、個別の希望に応じて、代行及び立替払いで購入した費用

#### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記の利用料金等は1か月ごとに計算し請求いたします。口座振替の場合は手続きが必要です。口座振替以外は翌月20日までにお支払い下さい。

##### ①口座振替（毎月21日振替、土日祝日に当たる日は翌日振替）

ご利用できる金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行、コザ信用金庫  
沖縄県労働金庫、沖縄県農協、郵便局

##### ②指定口座への振り込み（手数料は利用者様持ちになります）

琉球銀行 本部支店 普通預金 184509

トキカイ トクハツヨゴ ロウジンホムモトブエン エンジョウ ヤマザト ショウホ

(福) 常盤会 特別養護老人ホーム本部園 園長 山里 将保

##### ③窓口での現金支払

#### (4) 緊急時の対応方法及び入所中の医療の提供について

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありませんが中南部、離島、県外の医療機関を利用・要望する場合には、利用者・契約者において対応するものとします。)

## 協力医療機関

県立北部病院	所在地 沖縄県名護市大中2丁目12番3号 (診療科) 内科・整形外科・循環器科 等
北部地区医師会病院	所在地 沖縄県名護市宇茂佐1712番地 (診療科) 内科・整形外科・循環器科 等
もとぶ記念病院	所在地 沖縄県国頭郡本部町字石川972番地 (診療科) 内科・小児科・精神科・神経科・リハビリ

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第14条参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li> <li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li> <li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> <li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li> </ul> |
|--|

### (1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li> <li>② ご利用者が入院された場合</li> <li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li> <li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li> <li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li> <li>⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li> </ul> |
|---|

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上（※最低6か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

### ① 6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。  
1日あたり 246円 + 居住費

### ② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## (3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を、ご利用者本人に引き取ってもらいます。ただし、ご連絡後 6 ヶ月以内とし、その後については事業者において処分します。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）介護課長：金城康路  
生活相談員：仲本政規
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで  
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。
- 第三者委員（法人評議員）我部 政寿（谷茶区区長）宇根 良克

### <受付から解決までの流れ>

苦情の受付 → 解決方法の検討 → 事情調査 → 解決方法の決定 → 結果の確認

### （2）行政機関その他苦情受付機関

本部町役場 福祉課	所在地 本部町字東 5 番地 電話番号 0980-47-2165 受付時間 8:30～17:00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター 電話番号 098-882-5704 F A X 098-882-5714 受付時間 9:00～17:00
沖縄県 国保連介護サービス苦情 処理相談窓口	所在地 那覇市西 3-14-18 電話番号 098-860-9026 受付時間 8:30～17:00

## 9 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従います。
- ・ 防災設備 煙感知器、熱感知器の作動によって自動的に消防署に通報されます。全居室に消火栓および消火器が設置されています。
- ・ 防災訓練 職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回実施します。
- ・ 防災責任者
- ・ 防災管理者 金城 康路

## 10 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ・ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに講じます。
- ・ 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じます。

## 11 虐待の防止

- ・ 当施設は、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 当施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- ・ 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- ・ 前各項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・ 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

## 12 身体拘束

当施設は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者及び養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・非代替性……身体拘束以外に代替する介護方法がない場合、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りま
- す。
- ・一時性……身体拘束が一時的なものであり、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 本部園

説明者職名 介護課長 金城 康路 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者住所 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

(身元引受人)

契約者住所 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 (2, 206.94㎡)

(2) 建物の延べ床面積 (2, 206.94㎡)

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月3日指定 沖縄県738号 定員4名

[居宅介護支援事業]平成12年3月1日指定 沖縄県524号

[訪問介護事業]平成12年3月10日指定 沖縄県939号 ※休止

[通所介護事業]平成12年6月30日指定 沖縄県2456号

#### (4) 施設の周辺環境

当本部園は、本部町中心街より南側高台に位置し、建物は南東向きで、日当たりがよく風光明媚で温暖な気候に恵まれ、畑と緑の丘陵に囲まれています。

四季には鳥の声、虫の鳴き声が聞こえる中、伊江島、水納島が見下ろせる丘の上に立地しております。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…………ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**…………主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

**介護支援専門員**…………ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

**医師**…………ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。3名の嘱託医(内科・歯科)を配置しています。

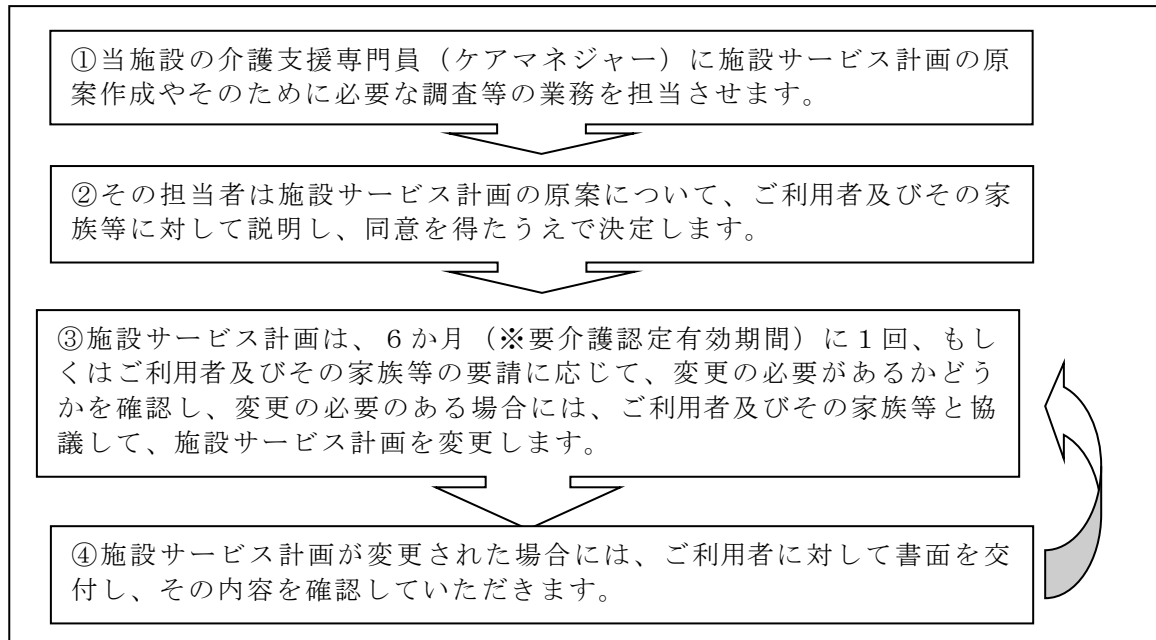
**機能訓練指導員**…………ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

**管理栄養士**…………ご利用者の栄養管理を担当します。1名以上の管理栄養士を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業者であった者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

貴重品等

### (2) 面会

面会日 月曜日から土曜日・祝祭日 ※日曜日は受付けておりません。

面会時間 10:00 11:00 14:30 15:30 16:30

※予約制となっております。事前にお電話下さい。

※施設の感染予防対策上、面会をお断りする場合があります。ご了承下さい。

### (3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

敷地内での喫煙はできません。

### (7) 従業者に対するハラスメント

以下のような迷惑行為を意図的にご利用者又はご家族が行った場合は契約解除となる場合があります。

#### ①身体的暴力

たたく、蹴る、ひっかく、つねる、物を投げつける など

## ②精神的暴力

刃物を向ける、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、理不尽な要求を繰り返す、無視をし続ける など

## ③セクシュアルハラスメント

従業員の体を触る、抱きしめる、不快感を与える性的な言動をする、猥せつな図画を見せる など

## ④その他

従業員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、介護サービスに関係のない写真を撮る、ストーカー行為 など

## 6. 損害賠償について（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。